

## 英領ヴァージン諸島法人の香港証券取引所への上場

2010年1月

2009年12月15日、香港証券取引所(香港取引所))は上場規則の第19章に基づき、英領ヴァージン諸島を株発行体の法人設立許容管轄区として承認したことを発表し、英領ヴァージン諸島法人の香港取引所上場への道が開かれました(上場申請者は以下に示される審査基準を満たすことを条件とします)。

これにより香港市場への上場を願う英領ヴァージン諸島法人は、香港取引所発行の指針書簡に沿った効率的な上場過程を経ることができ、2007年3月に香港取引所が発行した上場海外企業に関する共同政策綱領と一行ごとに対比させた細部にわたる比較文書を作成する必要はありません。

英領ヴァージン諸島の株主保護の充足性と上場申請者の定款および付属定款に基づいた香港の当該証券法を遵守する能力に関しての出資者と弁護士からの必須確認に加えて、上場申請者は以下の基準を満たす必要があります。

- 株主保護の観点から香港と比べて保護が不足していると思われる場合、当該法人の定款及び付属定款を改正すること、そして
- 法人設立地と事業運営地の適切な結びつきを実証すること

英領ヴァージン諸島の法人にとって香港取引所に直ちに上場できることの主な利点は申請者が(i)バミューダやケイマン諸島に新しく持ち株会社を設立して事業を再編したり、また(ii)上場に先立って合併または存続の形で法人設立地を再居住したりする必要がないことを意味します。これは英領ヴァージン諸島で設立された以下のような法人にとって際立った利点となるでしょう。

- 他の証券取引所に既に上場しており香港での第二の上場を希望しているが、法人の再構築や法人設立地の再居住にかかる時間、費用を避けたい者或いは
- 当該法人がプライベートエクイティの投資体として用いられており複雑な転換優先株タイプの仕組みを有している場合、多くの優先株主や他の認可を得なければならぬため、前述した類の再構築が容易に成し遂げられない場合、または達成が困難な場合。

英領ヴァージン諸島の法人が投資目的の特別目的会社としてアジア、とりわけ中国で人気が高いことを考えると、香港取引所の決定はアジアに焦点を置く定評のある株式市場への上場を通して、さらなる投資売却手段を当該法人の投資家に提供することになります。加えて英領ヴァージン諸島で設立されアジアで業務を行っている事業体が他の株式市場(AIM(新興企業向け市場)、ナスダックなど)に既に上場している場合当該事業体のマーケットにより適した株式市場、すなわち香港に第二の上場をすることが今や簡便に出来るようになりました。

過去一年間、コンヤース・デイル・アンド・ピアマンはケイマン諸島、バミューダの弁護士として40件以上の香港取引所への上場に成功し、その数はおおよそオフショア法人上場全体の

[conyersdillandpearman.com](http://conyersdillandpearman.com)

80%以上を占めており、すでに英領ヴァージン諸島の法人の香港上場活動に関する打診をも受けています。

法人が上記に概略を示した必要条件を満たすことができれば、私たちは将来この上場方法が一般的な上場手段になると見えています。

もしも右のような上場を考えていらっしゃるのであれば、コンヤース・ディル・アンド・ピアマンのいつもの担当者、もしくは下記の者にご連絡ください。

*この記事は法律上の助言や、法律専門家の意見に代わるものではありません。  
広義の語彙のみを用い、概要と一般的な情報の提供を意図するものです。*

#### コンヤース ディル&ピアマンについて

コンヤース ディル ピアマンはケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ、モーリシャスの法律についてのアドバイスを提供する複数の管轄を持つ法律事務所であり、会社法、商法、商業訴訟および個人顧客の案件を専門としています。コンヤースの戦略、文化、専門的知識が一貫した対応の良さ、タイムリーかつ顧客への直接的サービスを可能としてきました。コンヤースはオフィスを置く世界の金融先端の中心地、ヨーロッパ、アジア、中近東、南アメリカを含む、戦略的グローバルな立地条件より高度な法律アドバイスを顧客に提供しています。1928年に設立、コンヤースは150余名の弁護士を含む600名のスタッフで構成されています。系列会社(コーダン)は信託、秘書代行サービス、会計業務および管理業務サービスにまで渡るサービスを提供しています。

コンヤース ディル&ピアマンは「ザ ロイヤー」で2009年度のオフショア法律事務所に選ばれました。

さらに詳しい情報は以下までご連絡ください。

デビッド・ラム

[David.Lamb@conyersdillandpearman.com](mailto:David.Lamb@conyersdillandpearman.com)

クリストファー・ビックリイ

[Christopher.Bickley@conyersdillandpearman.com](mailto:Christopher.Bickley@conyersdillandpearman.com)

ピアース・アレキサンダー

[Piers.Alexander@conyersdillandpearman.com](mailto:Piers.Alexander@conyersdillandpearman.com)

廣瀬 敦子

[Atsuko.Hirose@conyersdillandpearman.com](mailto:Atsuko.Hirose@conyersdillandpearman.com)

#### コンヤース ディル&ピアマン

2901 One Exchange Square

8 Connaught Place, Central

Hong Kong

電話: (852) 2524 7106

FAX: (852) 2845 9268 または (852) 2596 0418

メールアドレス: [hongkong@conyersdillandpearman.com](mailto:hongkong@conyersdillandpearman.com)

ホームページ: [www.conyersdillandpearman.com](http://www.conyersdillandpearman.com)